

2021年度「木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業」 第二回公募に関するQ&A

No.	項目	問い合わせ内容	回答
1	事業内容	ペレットの製造輸送に係る公募とのことだが、対象は国産材のみか。海外からの輸入材は対象外か。	本公募は国産材を対象としています。
2	事業内容	本公募の対象はペレットのみか。チップ製造は助成の対象とならないのか。	本公募はペレットを対象としています。ペレット製造の効率化等を行う過程で、材料としてのチップ製造・輸送に係る技術開発要素（今までにない工夫）がある場合は取り組んでも問題はありますが、あくまでペレット製造が主目的である必要があります。
3	事業内容	枝葉等の未利用材の活用を考えているが、これらの回収・搬送は助成の対象となるか。	ペレットの原料となる木材収集・運搬の改善は対象となります。但し技術開発要素（今までにない工夫）が必要となります。
4	事業内容	ペレット製造とは独立したチップ製造工程で発生するダスト等をペレット製造に利用する場合、そのチップ製造工程は助成の対象となるか。	チップ製造工程が、ペレット製造の過程（一部）であれば対象となり得ますが、独立したものであれば対象となりません。
5	事業内容	海外からの輸入材を利用して輸送等の実証を行うことは可能か。	本事業は、国産材の有効活用を目的としていることから、国産材サプライチェーンの効率化・安定化に資する技術開発を対象としています。その開発した技術が海外からの輸入材にも適用可能であることは問題ありませんが、あくまで国産材の課題解決に資する技術開発であることが必要です。
6	助成対象費用	FIT発電を行っている発電所に対して、製造した燃料材を供給することを想定しているが、発電所で使用可能かどうかを判断するための燃焼データを取得するための機器や試験は助成の対象となるか。	研究開発のためにその燃焼データが必要である場合は、データを取得するための機器等は対象となります。なお、助成事業で製造した燃料材を、発電事業に利用する場合は、基本的に無償で利用するようにして下さい。
7	助成対象費用	製造した燃料材の燃焼試験も助成の対象となるのか。	製造した燃料材の品質を確かめるための燃焼試験であれば対象となります。提案書の中で、研究開発を行う上で燃焼試験が必要であることをご説明下さい。
8	助成対象費用	本事業に係る労働を目的とした雇用において、月額（毎月定額）の給与は全て助成の対象となるか。	労務費は対象となりますが、助成率は2/3となります。労務費の計上については、以下事務処理マニュアルの「労務費」をご参照下さい。 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html
9	助成対象費用	他の補助事業との併用は可能か。	区分が明確に分かれており重複計上がない場合、可能です。
10	助成対象事業者	助成対象事業者として、「企業、大学等の研究機関」という記述があるが、自治体等が提案の代表者となることは可能か。研究機関や研究者であることが必要なのか。	自治体が提案者となることは可能です。
11	事業期間	事業期間を延長する事は可能か。	公募要領に記した期間内で、設定された目標を達成できるようご検討下さい。
12	事務処理マニュアル	自社にとって株主となる企業に対する発注は、助成の対象となるか。	対象となります。
13	事務処理マニュアル	事業化と実証実験を並行で進めることは可能か。	本実証事業中に発生する収益に関しては、収入額分を控除して計上頂くことになります。また、助成事業終了後一定期間は、助成事業による収益があったとNEDOが判断した場合、収益の一部を納付していただきます。No.8に示したマニュアルP33、136をご参照下さい。
14	事務処理マニュアル	導入した機械で実証実験以外の事業を行うことは可能か。	基本的にNEDO事業専用として頂く必要がありますが、特例として目的外の使用を認める場合があります。詳細については、No.8に示したマニュアルP45をご参照下さい。